

令和5年10月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」及び
「令和5年度外来機能報告制度に関するQ&A」について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

外来機能報告等に関するガイドラインについては、令和4年4月8日付の府医通知「医療法施行令の一部を改正する政令の施行等について（外来機能報告に係る改正）」においてご案内しているところです。

同通知は、この外来機能報告等に関するガイドラインの改正について周知をはかるものです。具体的な改正点につきましては日医通知における新旧対照表をご参照ください。

また、合わせて「令和5年度外来機能報告制度に関するQ&A」についての了知方依頼がありました。本件は、外来機能報告の報告項目の「高額等の医療機器・設備を必要とする外来」に新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査または抗原検査は含まれないと示したもので、昨年度も同様の事務連絡を発出しており、主に年度（令和4年度→令和5年度）を修正しているとのことです。

貴会におかれましても本件につきましてご了知賜りますよう、お願い申し上げます。

【担当】大阪府医師会地域医療1課

TEL: 06-6763-7012